

平成30年度第4回

流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

1 日時

平成31年3月19日 火曜日

13時30分から14時30分まで

2 会場

リサイクルプラザ プラザ館 研修室1・2

3 出席

濱田竜也会長 宮本篤子副会長 稲田衣子委員 鈴木美智子委員

井川宏委員 篠塚博道委員 岡崎洋子委員 岩井謙詞委員

池上諄一委員 紺野好美委員 塩谷節子委員 麦倉顕子委員

(全16名中12名の出席)

流山市職員

早川健康福祉部長

高齢者支援課 石井課長 君島課長補佐 山口主任保健師

水島主事

介護支援課 菊池課長 藤原主事

傍聴人 なし

4 議題

報告事項

(1)地域包括支援センターの運営方針について

(2)地域包括支援センターの職員体制変更について

(3)北部西地域包括支援センターの受託者の紹介

- (4)指定介護予防支援事業の指定について
- (5)定期巡回・随時訪問型訪問介護看護の指定について
- (6)指定地域密着型通所介護の指定更新について

報告事項1

(1) 地域包括支援センターの運営方針について

(事務局) 地域包括支援センターの運営方針について変更点を説明。

変更点1

名称を「流山市地域包括支援センター運営業務に関する指針」から、「流山市地域包括支援センター運営方針」に変更する。

変更点2

地域包括支援センターの運営方針は毎年改正を行うこととする。

・質問なし

報告事項2

(2) 地域包括支援センターの職員体制変更について

(事務局)職員変更を報告

・質問なし

報告事項3

(3) 北部西地域包括支援センターの受託者の紹介

(受託者)

北部圏域は流山市でも最も高齢化率が高い地域であり、生活圏をみても交通網が未整備のエリアも多く、買い物や通院に伴う移動手段の確保に支障が出てくる高齢者も少なくない地域である。加齢に伴う要介護や疾病リスクも軽減させるための介護予防や生きがいづくりなどが重要と考えており、住み慣れた地域で暮らし続けていける

ように地域の様々な取組に積極的に参加し、地域の方々と顔が見える関係づくりを最優先していき、そこで抽出した地域課題に取り組んでいきたいと考えている。

まず平成31年度は地域の方々との交流、顔の見える関係性を重点に地域の行事に積極的に参加していく。現在、地区社協や自治会、医療機関、学校、派出所、消防署、郵便局などの地域の公共機関を含め、ふれあいの家、認知症家族の会、体操教室、地域の介護事業者の方々、コンビニ、新聞配達事務所などへのご挨拶をかね、今後の協力、連携のお願いに伺っている。

北部地域包括支援センターより現在、順調に引継をしており、北部地域包括支援センターで築きあげてきた信頼関係を今後、北部西地域包括支援センターの地域の皆様に滞りなく対応ができるよう日々精進していきたい。

・質問

(委員) 北部地域は高齢者が増えている地域であるが、職員はこのまま3人で対応していくのか。

(受託者) 当面は職員3人とプランナー1人で対応していく。

(会長) 北部西地域包括支援センターは現北部地域包括支援センターが担当している地域で、情報は現北部地域包括支援センターから提供してもらえと思うが、高齢者は新しい人に慣れることが難しいことも考えられる。丁寧に信頼関係を築いて頂きたい。

報告事項4

(4) 指定介護予防支援事業の指定について

(事務局) 説明

(事業者)

現在、北部地域包括支援センターより112件の引継を行っており、内94件が居宅支援事業所に委託している件数となる。北部西

地域包括支援センターが直接行うケースは18件、全体の16%となる。4月の開設に向けた引継件数のため随時変更の可能性がある。引継状況は北部地域包括支援センターより情報を頂き、北部地域包括支援センター、居宅支援事業所と同行し、引継後も利用者が今までどおり滞りなく支援が受けられるようにサポートを行なっていこうと思っている。

そして事業所職員の育成・研修については、国・県・市から通知がある研修には積極的に参加する。また、各包括で開かれる研修に参加し、事業所内での計画的な研修を実施することで、各職員のスキルアップを目指し育成していく。

そして、介護予防基本方針などを含めた事業運営について、介護予防日常生活自立支援総合事業において、要支援者及び基本チェックリストの対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境等に応じて、介護保険のサービスのみならず保険外サービスの取組み(ふれあいの家、地域の体操教室等)を紹介し、様々な選択肢の中で本人の望む生活が継続していけるように支援していく事業運営を目指す。

・質問

(委員)「4申請内容」に記載の人員体制のうち、地域包括支援センターに全く従事せず、介護予防支援にのみ従事する者はいるのか。

(事業者)いる。

報告事項 5

議題が予定していたよりも早く進んでおり、進行の都合上、議題5ではなく議題6から報告する。

(6)指定地域密着型通所介護の指定更新について

(事務局)説明

・質問

(委員 A) 通常事業実施地域に流山市以外の市町村が記載されていることに関して、

- ①他市指定で利用している者は一定の範囲で特定されているか。
- ②他市指定手続についてはどのようなものか。
- ③既に利用を認められている者が利用契約を解除した場合、通常事業実施地域からは当該他の市町村は除かれるのか。
- ④③の場合において、その後、新たに当該事業所を利用したい他の市町村が行う介護保険の被保険者が利用を希望した場合どうなるか。

(事務局)

- ①指定の条件で特定の者に限定されている。
- ②今回のケースでいえば、流山市所在事業所が他の市町村長から指定を受ける必要がある。これに当たって、流山市がその指定をすることについて同意する必要がある。
- ③他の市町村の指導内容による。
- ④他の市町村が指定の条件を変更することにより、当該新たな者が流山市所在事業所を利用することができるようにする。

(委員 B) 放課後等デイサービスに関連して、障害福祉サービスの需要は現在どのようなものか。

(事務局)

平成30年度の報酬改定では障害デイのサービス単価が割高になっている。デイサービス事業に参入してくる事業所が全国的に多くなっている。流山市も同様、新たに開設する事業所も平成29年度まで多くあった。平成30年度の改定で更にサービス単価が2段階ほど上がり、利益率が低くなった事業所も増えた。サービス事業所の数は多く、障害のデイサービスは市内の利用者が十分に利用できる程度の参入は果たされている。

(5) 定期巡回・随時訪問型訪問介護看護の指定について

(事務局)説明

(事業者)

4月1日から定期巡回・随時訪問型訪問介護看護のサービスを提供することになった。在宅の方でも施設入所の方のように24時間体制で切れ目のないサービス提供をしていく。要支援の方は利用できず、要介護者のみになる。

サービスの特色としては、次の4つがあげられる。

- ①定期巡回サービスではおむつ交換等のサービスをいつでも受けられる。医療法人社団曙会と連携しており、医療面でも安心してもらえると思う。
- ②随時対応サービスでは利用者宅にコール端末を設置し、病院のナースコールのように使用して頂く。コールのボタンを押すとオペレーターに繋がるようになっている。
- ③随時訪問サービスでは連絡をするとすぐにオペレーターが対応する。必要があれば巡回医に連絡が行き、利用者宅に訪問する。携帯電話を使用しない方はコールの使用ができる。医療措置が必要になった場合で利用者が初石訪問看護サービスを利用している場合はそちらに連絡がいくようになっており、更に主治医の対応が必要であれば主治医に連絡がいくようになっている。
- ④訪問看護サービスでは初石訪問看護事業所と連携し、対応している。緊急用のコールについては24時間365日オペレーターに繋がるようになっている。

利用料金は1か月の料金となる。訪問看護サービスが必要な方は別途契約が必要。原則中部地区の利用者を想定しているが、一部北部の利用者でも必要があれば対応している。在宅で生活を送りたい方の希望に添えるように努力していきたい。

・質問

(委員 A) アンジュカ初石は一般型特定施設か。

(事務局) 一般型特定施設である。

(委員 B) 訪問看護の指示書はどこが出すのか。

(事業所) 主治医が出す。

(委員 C) 連携している訪問看護を利用する場合、追加料金が発生するのか。

(事業者) 発生する。

5 その他

次回の運営協議会は以前配布した日程調整票をもとに5月27日(月)を予定している。4月下旬には開催通知を送付する予定。